

戸籍届出時の本人確認の実施についてお願い

飯山市役所 市民環境課

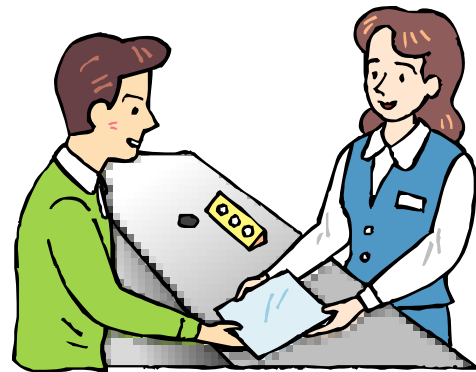
近年、全国的に、本人の知らない間に第三者により婚姻、養子縁組届出等がされるという虚偽の届出事件が発生しています。当市では、このような事件の発生を抑止するために、次の届出をされる方について、身分証明書等の提示をお願いすることにしましたのでご理解とご協力をお願いします。

対象とする届出

婚姻届、養子縁組届、協議の離婚届、
協議の養子離縁届、転籍届

本人確認の対象者

来庁者（届出人及び使者）



本人確認の方法

来庁者の身分証明書等を提示していただき、職員により確認を行います。

また、来庁者が届出人以外の方（使者）の場合は、身分証明書等の提示をお願いするとともに、来庁者確認票もご記入いただきます。

なお、本人確認ができなかった届出人の方については、受理された旨の通知書を郵送します。

ただし、転籍届については、届出人の1人の本人確認ができれば通知書は送付いたしません。

身分証明書等とは

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書（有効期間内のものに限る）

飯山市役所市民環境課市民係

0269-62-3111

FAX0269-81-1021

内線 1 5 1